

廃 第 2 1 1 号

令和5年5月18日

千葉県内組合・協議会等の排出事業者 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公 印 省 略)

不要になった新型コロナウイルス感染症対策の備品等  
(パーティション等) について

平素より本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

表題の件につきまして、令和5年4月28日付けで環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室から別添のとおり事務連絡がありました。

については、これまで新型コロナウイルス感染症対策として活用してきた備品等のうち保管できない又は感染対策上不要となったものを排出する際に、排出の抑制や再資源化等の実施を行うよう、貴下会員（組合員）への周知をお願いします。

なお、再資源化事業者等を把握する際の参考情報については、下記の環境省ホームページから「不要になった新型コロナウイルス感染症対策の備品等（パーティション等）について」を御参照ください。

記

環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/index.html>

問い合わせ先

千葉県環境生活部廃棄物指導課

電 話 : 043-223-2757

ファクス : 043-221-5789